

議 事 録

第 10 回 定 例 総 会

令和6年5月13日

太田市農業委員会10回定例総会議事録

開会日時 令和6年5月13日(月) 午後2時
閉会日時 令和6年5月13日(月) 午後3時18分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1長谷川 耕一 2遠藤 弘一 3山田 清作 4長島 佳男
(18人) 5太田 安弘 6塚越 仲夫 7原田 和男 8飯塚 茂夫
10木村 克己 11高木 勝 12清水 由紀江 13中村 幸江
14内田 達夫 15小磯 典夫 16石原 康男 17室田 道博
18永井 幸二 19片亀 昌子

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
(7人) 町田主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
(会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条
第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農
業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定につ
いて (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

協議事項 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表(案)について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第10回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員なしです。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、2番 遠藤弘一委員 と 3番 山田清作委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 申し訳ありません。訂正が2件ございます。まず、議案書1ページになります。議案第1号、2番、土地の表示欄、現況地目ですけれども、こちらは畑と記載がありますけれども、こちらを雑に訂正をお願いします。

あわせまして、議案書 15 ページになります。20 番、こちらも土地の表示欄、現況地目、同じく畑を雑に訂正願います。
以上となります。よろしくお願いいたします。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は 2 件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提案いたします。議案第 1 号 農地法関係許可取消願について会長宛てに 2 件提出されております。
1 番、新道町の土地について、太陽光発電設備用地として許可を得ましたが、契約内容を変更するため、許可を取り消すものです。
2 番、新田木崎町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、共有持分を変更するため許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号 1 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7 番 委 員 1 番について結果を報告します。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 1 地区協議会より番号 1 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 1 番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 ご報告いたします。これは2月の委員会にかかった案件でありまして、持ち分を変更するために、1対1の持ち分を99対1の持ち分に変更するための取下げであって、農地を変更してからの取消しではなくて、農地に戻してから取消しするようにと法務局の指導があったそうなので、適当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は11件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数11件について、朗読して詳細に説明する。

1番 米沢町の土地 田 985㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大し、一層農業に精進したい。

2番 高林南町の土地 畑 493㎡ 外2筆 計 995㎡、自宅に隣接した農地を取得し、果樹を栽培したい。

3番 矢田堀町の土地 田 955㎡ 外1筆 計 1,395㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 吉沢町の土地 田 1,787㎡、農地を譲受け、経営の安定を図り、

農地として維持保存していきたい。

5番 鶴生田町の土地 田 1,942 m²、農地を譲受け、農業に精進したい。

6番 世良田町の土地 田 4,991 m²、農地を譲受け、近隣地域に集積し、経営規模を拡大したい。

7番 新田下江田町の土地 畑 1,304 m²、兄から農地を譲受け、農業に精進したい。

8番 新田市野井町の土地 田 981 m²、隣接地を耕作しており、作業性の向上のため交換したい。

9番 新田市野井町の土地 田 985 m²、水路を渡らずに耕作地間の移動ができるため交換したい。

10番 新田上江田町の土地 畑 687 m² 外1筆 計1,678 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

11番 新田嘉祢町の土地 畑 535 m²、義弟より農地を譲受け、農業に精進したい。

番号1番から11番につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 それでは、沢野のほうからご報告させていただきます。

番号1番と2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づいて調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

1番の譲受人につきましては、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、一層農業に精進したい。2番につきましては、自宅に隣接した農地を取得し、果樹を栽培したいといった申請理由でございます。譲受人は、農業経営を行っており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告があり

委員
 議長
 議長
 議長
 10番委員
 18番委員
 10番委員
 委員

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定
 いたします。
 続いて、番号3番及び4番について、第2地区協議会の調査した意見
 結果を報告願うわけですが、番号3番については、私は議事に参与す
 ることができませんので、10番委員と議長を交代し、退室いたします。
 よろしくお願いたします。
 (4番委員 退室)
 議長と交代しました。しばらくの間、議長の職を務めます。
 それでは、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を
 報告願います。
 それでは、18番より説明いたします。
 まず、3番と4番が私の持ち分なんですけれども、3番を処理した後、
 4番に入ります。
 まず3番ですけれども、これは経営規模拡大のために土地を譲り受け
 る売買であります。農地の所有管理状況は極めて良好でありまして、
 農機具、農作業場等の所有状況は農機具一式ありまして、農作業場が
 本当に広い場所にあつて問題はございません。許可基準から見た判断
 は、農地を効率的に利用しているということと、農作業の常時従事に
 問題なし、取得農地の周囲は米麦作地帯で、農地の集団化、農地の効率
 的、総合的な利用が図られるということで、一応許可基準として満た
 しておりまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、地区
 協議会では許可相当と決定いたしました。この譲受人は97歳というん
 ですけども、実際は4番委員がやりますので、一応名前はお父さん
 を立てて買う。この人がやるのではないですから、そういうことで審
 議をよろしくお願いたします。以上です。
 ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありました、
 ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。

- 10 番 委 員 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 10 番 委 員 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま
す。
4番委員は入室してください。
（4番委員 入室）
- 10 番 委 員 以上をもちまして、議長の職務を終了し、議長と交代いたします。
- 議 長 続いて、番号4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 18 番 委 員 それでは、ご説明いたします。
この関係につきましては、売買で現在、譲渡人と譲受人は賃貸借の契
約中でございます。したがって、申請理由につきましては、規模拡大で
はなくて、経営の安定を図って農地を維持していくということで申請
理由が出ております。農地の管理状況、あるいは農機具所有状況の問
題については問題ございません。また、許可基準から見た判断につい
ては、耕作すべき農地全ての効率的に利用できるかどうかということ
で認められる。さらに、農作業に常時従事しているかということにつ
いても、これも問題なし。さらに、農地を合理的かつ総合的に利用、確
保できるか、それについても問題ありませんので、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可相当として地区協議会では決定しま
したので、再度審議をお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号4番について報告がありました。が、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号5番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。

- 5番委員 5番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請地を譲り受け、農業に精進したいとのことで、また、譲渡人は高齢のため、孫に贈与したいということです。現地を確認したところ、農地への支障はなく、問題はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号6番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 番号6番、第4地区です。
譲受人は、規模拡大を図り、近隣農地を集積し、経営規模を図りたいということで、田んぼを5反歩、購入する申請をいたしました。譲渡人は、これは全部で6人、7人かいるんですけども、これは地主が子なしで、甥、姪が譲り受けたんですけども、近くにいないということで弁護士を立てて譲渡することになりました。そんなわけで譲受人は、地域においてはナンバーワンのトップクラスの作付をしており、何ら支障はない。現地を確認したところ、小麦を作付しておりまして、小麦の作付においてはトップクラスなので何ら問題ないということで農地法第3条第2項各号には該当しないため、ご審議願いたいと思います。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第4地区協議会より番号6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号7、これも兄弟間の農地の贈与でありまして、付近も当の畑もきれいに耕作されていまして、何ら問題ないと思いますので、再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 10番委員 続きまして、番号8から11番について説明します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。
番号8番、9番は、作業性向上を目的としてお互いの農地を交換するものです。番号10番、11番については、経営規模拡大を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断しました。いずれの申請も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号7番から11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は4件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数4件について、朗読して詳細に説明する。

1番 新田村田町の土地 963 m² 外1筆 計1,933 m²、農地区分は、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良により申請地を嵩上げするために一時転用するものです。

2番 新田村田町の土地 1,309 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「一時期な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良により申請地を嵩上げするために一時転用するものです。

3番 藪塚町の土地 445 m²、外1筆 計898 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

共同住宅用地として転用するものです。

4番 大原町の土地 880の内85.02 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番及び2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

番号1番、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

本申請は、貸付けを解除された農地を自ら耕作するため、嵩上げし、畑

地とするものであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番及び2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番及び4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 17番から報告をさせていただきます。

3番ですが、転用目的欄にもありますように、申請地に共同住宅を建てたいという内容でございます。現地調査したところ、当申請地は一団の農地から突出した地形となっております。また、隣接地周辺は、既に工場や住宅が連檐している状況であることから、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして4番でございますが、転用目的欄にもありますように、農家住宅用地としたいということでございます。理由につきましては、申請理由にありますように、東側に県道が通っておるんですが、交通量が多いために出入りが非常に困難だということから、西側に市道が通っておりまして、その市道へのアクセスとして隣地の農地を住宅用地に変えて交通の安全を図りたいという内容でございます。以上でございます。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号3番及び4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番及び4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番及び4番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は5件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに5件提出されております。
1番、脇屋町の土地について、苗木育苗用地として利用していたが、規模を縮小するため、当該権利を承継するものです。
2番、山之神町の土地について、住宅及び作業場用地として許可を得たが、許可後、予定が変わり転用することなく当初計画者の父が亡くなったため、当該権利を承継するものです。
3番、大原町の土地について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後、諸事情により住宅建築を断念していたところ、購入者が現れたため、当該権利を承継するものです。
4番、大原町の土地について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後、計画が変更となり、一部を長年使用していなかったが、土地売買契約が成立することとなったため、当該権利を承継するものです。
5番、大原町の土地について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後、諸事情により住宅建築を断念していたところ、購入者が現れたため、当該権利を承継するものです。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 1番について報告します。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました
　　ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。
議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
　　番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
　　(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたしま
　　す。

議 長 　　続いて、番号2番から5番について、第6地区協議会の調査した意見
　　結果を報告願います。

11番委員 　11番がお伝えします。
　　2番の案件なんです、事務局の方から説明があったとおり、父が亡
　　くなって権利を第三者に承継したいということです。当地区で現地を
　　確認したところ、問題ないと承認されましたので、再度ご審議くださ
　　い。

17番委員 　17番から3番について報告いたします。
　　事務局より説明がありましたように、既に転用許可を取っていた権利
　　を、住宅を建てるということであったんですが、その計画もなくなっ
　　たので、承継者に売買で譲りたいという内容でございます。
　　4番でございますけれども、これも3番と同様に、途中、備考欄にあり
　　ますように、昭和51年に転用許可を取っているところですが、その一
　　部に既に自宅を建てたので、そのほかのところで取った許可の土地を
　　承継したいという内容でございます。
　　5番でございますけれども、5番も、備考欄にありますように、平成5
　　年に許可を取っているところでございますけれども、建築の予定がな
　　くなったので、承継者に渡したいという内容でございます。以上です。

議 長 　　ただいま、第6地区協議会より番号2番から5番について報告があり
　　ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。
議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
　　番号2番から5番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
　　(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号2番から5番を承認とすることに決定

いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は31件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数31件について、朗読して詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 3,236 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 429 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 新道町の土地 1,016 の内 84 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

4番 脇屋町の土地 428 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 201 m² 外1筆 計329 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 303 m² 外1筆 計383 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 龍舞町の土地 189 m² 外1筆 計356 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 198 m² 外1筆 計374 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 19 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 184 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 473 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、

「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 下小林の土地 300 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13番 矢場町の土地 295 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 安良岡町の土地 524 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 東長岡町の土地 762 m² 外10筆 計4,350 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

16番 吉沢町の土地 349 m² 外1筆 計500 m²、農地区分、第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 西長岡町の土地 490 m²、農地区分 第二種、蓄電所設置用地として転用するものです。

18番 大鷲町の土地 214 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

19番 粕川町の土地 182 m² 外1筆 計366 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田木崎町の土地 340 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田木崎町の土地 400 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田大町の土地 698 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として敷地拡張するものです。

23 番 山之神町の土地 517 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24 番 山之神町の土地 810 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25 番 山之神町の土地 3,580 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場並びに露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

26 番 大原町の土地 297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27 番 大原町の土地 1,313 m² 外1筆 計1,453 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

倉庫用地として転用するものです。

28 番 大原町の土地 150 m² 外2筆 計483 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 大原町の土地 518 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30 番 大原町の土地 126 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

31 番 大原町の土地 62 m² 外1筆 計235 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には藪塚本町庁舎から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 では、議案5号の1番、沢野地区のほうでご報告させていただきます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
譲受人の申請理由としますと、土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、資材等の置場として利用したい、それが申請理由でございます。また、露天資材の置場ということで誓約書も出ております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 7番委員 続いて、2、3、4番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願います。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告があり
委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、番号5番から16番について、第2地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 2番委員 5番から12番を報告いたします。
第2地区協議会で許可基準チェックリストに基づいて調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
5番から11番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおって、申請地

を取得して新築住宅を建築するものです。5番から10番は売買であって、11番は使用貸借、申請地を母より借り受け、自己の住宅を新築したいというものであります。

12番は、造園業を営んでおいて、自分の資材置場が手狭なため、申請地を借り受け、資材置場として利用したいということであり、露天資材置場用地、これは誓約書が出ております。この土地を資材置場として利用したときは、プレハブや簡易な建物などの建築物は一切建築しないという誓約書が出ております。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見、第2地区では決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

13番委員

番号13番について、調査及び現地確認をした結果を報告いたします。譲受人は、申請地を取得して一般住宅を新築したいとのこと、現地を確認したところ、先月、現地確認をした道の反対側で周りは住宅地で農地はないので、何の支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3番委員

14番、15番を報告します。

14番は、既存宅地というのか、周りが全て住宅になっているところの農地を転用して家を造るというものなので、周辺農地に影響はないので許可相当と意見決定しました。

15番、太陽光発電設備を設置するというものです。こちらは幾らかなだらかな斜面になっているんですけども、開発者のほうで雨水が漏れて下の田んぼに影響があった場合は、速やかに対策を取ることが表示されましたので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

18番委員

18番より16番を説明いたします。

転用目的につきましては、一般住宅用地(分家)であります。申請地の周囲の状況は、西側は道路で、他方、三方は田になっております。許可基準から見た判断については、全て問題はありませんので、許可相当として地区協議会では決定されました。なお、事務局の現地の指導の中で、申請地の一部が舗装してあったので、これを原状回復してくれるように指導が入りまして、現場を見ましたら、ちゃんと原状回復がされておりますので、一応問題なしということで再度審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から16番について報告がありました
 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 委 員 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号5番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号5番から16番を許可とすることに決定
 いたします。
 議 長 続いて、番号17番及び18番について、第3地区協議会の調査した意
 見結果を報告願います。
 16番委員 第3地区協議会から報告します。
 17番につきましては、蓄電所の設置用地ということでございます。再
 エネの事業を営んでおりますので、蓄電用地としたいと。場所につい
 ては、東武鉄道の線路の端でございまして、他の農地に与える影響も
 ないので、許可相当という結果にいたしました。
 18番につきましては、大鷲の傾斜地でございますが、昔の桑園があっ
 たところなんです、これについては露天の資材置場用地として取得
 をしたいということでございます。現地を確認しましたら、今のお話
 もありましたように、傾斜地で集落から離れ、また農地から離れたと
 ころでございますので、他に与える影響も少ないので、第3地区とい
 たしましては許可相当という結論になりましたので、再度のご審議を
 よろしく願います。以上です。
 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号17番及び18番について報告があ
 りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 委 員 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号17番及び18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号17番及び18番を許可とすることに決
 定いたします。
 議 長 続いて、番号19番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報
 告願います。

- 14 番 委 員 第4地区でございます。
 一般住宅建設ということで申請がありましたので、チェックリストにのっとり調べたところ、何ら問題がないということで協議会としては許可相当といたしました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号19番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号20番から22番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15 番 委 員 第5地区からご報告申し上げます。
 20番は、1号2番で取消しになった土地を再び持ち分を変更して申請し直すというもので、これも何ら問題はないと思います。
 21番も、分家住宅ということで、これもチェックリストにのっとり調査しました結果、何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
- 10 番 委 員 続きまして、番号22番について説明します。
 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号20番から22番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号20番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 20 番から 22 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 23 番から 31 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11 番 委員 23 から 25 番を説明します。
23 番は、おじいさんからお孫さんへ、お孫さんが新築住宅を建てたいということで申請がありました。周辺農地としては、身内の方がきれいにつくっておりますので、問題ないかと思われま
24 番につきましては、先ほどの議案第 4 号 2 番の関係で、その方から新築住宅を建てたいということで申請がありましたので、提案いたします。周りの農地としては、北と南が住宅で、西側が農地ですが、周囲に迷惑がかからないよう、十分注意いたしますと書いてございます。協議会で見たところ問題ないと思っておりますので、お願いいたします。
- 25 番につきましては、西側にある●●●●●●●●●●という会社の方が申請地を取得して、プラスチックの資材置場及び駐車場として使いたいということです。理由書と誓約書が添付されておりますので、問題ないかと思っておりますので、再度審議をよろしくお願いいたします。以上です。
- 17 番 委員 26 番から 30 番まで、17 番から報告させていただきます。
26 番ですが、これは先ほど建築を断念した 4 号議案の 3 番に該当する案件でございます。三方は住宅等に囲まれた農地ということでございますので、特に問題はないというふうに協議会では判断されました。
27 番でございますけれども、申請理由にもありますように、当該地の隣接地で木工工場を営んでおまして、この市道を挟んだ隣地に倉庫を建てたいという内容でございます。当該地は、西側に藪塚インターチェンジへアクセスする 4 車線道路に隣接する土地でございますし、北と南側は市道に挟まれている状況にあります。隣接地周辺は、家屋が連たんする状況でもあることから許可相当と判断いたしました。続きまして 28 番でございますが、これは 4 号議案の 4 番に関連する内容でございます。これにつきましても、特に周辺農地への影響は支障がないというような判断を地区協議会ではいたしました。
続きまして 29 番でございますが、これは 4 号議案の 5 番に関連すると

ころでございまして、これらについても三方が道路と住宅に挟まれた土地でございまして、これらについても周辺農地への重大な支障はないというような判断をしております。

最後になりますが、30番でございませけれども、申請地は道路と家屋に挟まれた閉塞された農地でございまして、近隣の道向かいの電器屋さんがそこで駐車場等にしたいということで考えているということでございますので、特に問題はなく、許可相当ということで判断されました。以上です。

12番委員

最後の31番を私より報告いたします。

地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は申請地を取得し、自己の住宅を新築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

23番から31番、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
委員
議長

ただいま、第6地区協議会より番号23番から31番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号23番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号23番から31番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長

続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課

お手元の資料「農業地利用集積計画（案）」に基づき、提案させていただきます。資料のご準備をお願いいたします。

説明の前に、申し訳ございません。一部資料の訂正がございます。計画（案）の78ページ、所有権移転一覧表の番号13及び14については、申請後に売り手である土地の所有者が亡くなったため、申請取下げとなりました。それに伴い、所有権移転については合計筆数51筆、合計面積が6万2,985㎡となります。81ページの合計の欄、一番下が51筆で6万2,985㎡になります。よろしくをお願いいたします。

では、改めて提案させていただきます。

今回は、通常の利用権設定が1,126筆、うち解除条件付利用権設定が33筆、利用権移転が1筆、ほか所有権移転が先ほども説明させていただいた51筆でございました。また、農地中間管理事業に関しまして、前回と同様に集積計画一括方式での手続であり、農用地利用集積計画のみでの権利設定となります。今回、農地の1,126筆のうち、農地中間管理機構を通してのものが155筆、22万1,121.56㎡となっております。

続いて「総括表」につきまして説明させていただきます。目次の次のページのA3の紙となっております。

まず、1. 面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。真ん中の右下の部分となります。今回、新規と再設定での合計が167万7,251.51㎡となっております。

続きまして、2. 筆数及び人数をご覧ください。総括表の真ん中からとなります。A3の総括表の真ん中辺りです。下の表となります。申し訳ございません。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が記載されております。こちらも右下の部分となりますが、1,126筆のうち、借方が192名、貸方が517名となっております。

5番委員

今度、報告するときに、合計のところにはマーカではないけれども、色別に出してもらおうと分かりいいんだけど。

農業政策課

はい、修正させていただきます。

地区協議会で説明させていただいたんですけれども、1. の面積の表の下の設定期間等別のところですね。こちらの左より5年未満、5年以上10年未満、10年以上となっております。申し訳ございません。

記載漏れのためもう一度説明を差し上げます。左より5年未満、真ん中が5年以上10年未満、右が10年以上となっております。申し訳ございません。

12番委員

統一してくださるんですね。ありがとうございます。

農業政策課

すみません、続いて説明させていただきます。

資料の1ページから73ページまでは利用権設定についての詳細であります。記載のとおりとなります。

なお、74ページから76ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、こちらは33筆、面積は4万8,602.04㎡となっております。

続きまして、77ページが利用権移転になります。こちらは1筆であります。面積は表にありますとおり、4,000㎡となっております。

続いて78ページから81ページの所有権移転につきましては、合計が51筆、面積合計が6万2,985㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画(案)は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりますが、公告日及び利用権設定日は令和6年5月20日となります。

以上が提案と説明になります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただいま担当より提案がありましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。

委員

なし。

議長

特段ご意見、ご質問等もないようですので、本件を農用地利用集積計画(案)のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。次回、気をつけようね。農業政策課の方、ご苦労さまでした。

以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した4月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、20ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、21ページから25ページに記載のとおり、29件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、26ページから28ページに記載のとおり、14件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、29ページから30ページまで記載のとおり、10件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長
委 員
議 長

報告第2号から第5号につきまして、質問等ございますか。

なし。

ご質問もないようですので、続いて協議事項、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局

よろしくをお願いします。別紙になります。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてというホッチキス留めされている用紙になります。こちらはお手元でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、申し訳ないですが、中の説明に入る前に訂正をお願いします。

5月10日、先週の金曜日なんですけれども、国からメールが届きまして、5ページ目ですか、最後のところですか、推進委員等の点検・評価結果という1表があると思うんですが、目標に対して期待を大幅に上

回るですとか、目標に対し期待を上回る結果が得られた、この表なんですけれども、そこに本来、推進委員と農業委員の総数 52 名と明記させていただいたんですけれども、こちらは昨年度、改選がありまして、農業委員 9 名、推進委員 19 名の計 28 名の方が代わっております。なので、この 52 名に 28 名を足した 80 名という形で、52 から 80 に訂正をしていただければということになります。よろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、中身の説明に入りたいと思います。こちらは太田市農業委員会におきまして、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)を公表する必要があるため、別紙のとおり作成させていただいているという状況です。

まず、こちらのかがみを開いてもらいまして、Ⅰ、農業委員会の状況及びⅡ、最適化活動の実施状況以降の現状及び課題、目標の記載につきましては、令和 5 年度当初に立てた最適化活動の目標の設定等の記載となっておりますので、実績のみを説明させていただくということになりますので、よろしくお願ひします。

それでは、Ⅱの最適化活動の実施状況についての③の実績につきまして、新規集積面積が前年度は 79ha でありましたけれども、令和 5 年度につきましては 61ha と新規の集約面積は若干減少しているという状況です。ただ、全体の集約面積は、前年 3,705ha であったところ、令和 5 年度は 3,723ha と約 18ha の微増ということになっています。このことによりまして、集積率が 64.3%だったのに対しまして、64.6%と若干の増となっております。目標に対する達成状況は 92.2%にとどまっているという状況です。それに伴いまして、農業委員会の点検結果につきましては、令和 4 年度に集積面積の減少が見られましたけれども、5 年度では約 18ha と増加になっている状況です。しかし、農業従事者の高齢化による離農ですとか担い手不足などの影響によりまして、目標を達成するにはかなりハードルが高い状況であると考えているということで記載させていただいております。

(2)遊休農地の発生防止・解消の③の実績につきましては、委員皆様のご協力によりまして、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績は 3.7ha を解消したということになります。前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消面積については、1.9ha を解消することができたという状況です。

④その他になります。そこで、遊休農地の増加が顕著な状況になっているという状況で、農業委員会の点検結果は、前年度と比較して 1 号

遊休農地、緑、黄色区分が 33ha 増加ということになって、86ha となっています。こちらも農業従事者の高齢化ですとか担い手不足などによりまして、遊休農地の増加が顕著化しているという状況かと思えます。(3)新規参入の促進の③の実績につきまして、新規参入者の参入状況は 3 経営体、1.3ha となっており、点検結果では前年度とほぼ変わらない状況だということになります。

2、最適活動の活動目標、(2)②実績については、例年実施している農地パトロール、利用意向調査の 2 回の実績となっているという状況です。

(3)新規参入相談会への参加の②の実績は、今年度は地域計画のアンケート回収ですとか座談会への参加など、地域計画に関する業務が増大したため、相談会自体が実施できなかったという状況でありました。次に、目標達成状況の評語につきましては、そういった業務の増大の中、目標に対しておおむね期待どおりの結果が得られたのではないかと考え、記載しております。また、推進委員等の点検・評価結果は、期待どおりの結果が得られるのではないかという状況になります。

最後にⅢ、一番後ろですか、事務の実施状況についてになります。1、総会・部会の開催実績は、定期総会が 1 回、定例総会 12 回を実施したという形になります。

2、農地法 3 条に基づく許可事務では、年間処理数が 109 件、うち許可件数が同様の 109 件と全て許可されたという状況です。

3、農地転用に関する事務については、年間処理数が 312 件ありまして、うち普及化相当はゼロ件で、処理期間は 40 日となっているという状況です。

最後に、4、違反転用への対応については、管内農地面積 5,760ha のうち、年度末時点の違反転用面積は 3.4ha ということです。活動内容としましては、農地転用手続及び違反転用に関わる罰則等を広報等で周知して、農地パトロールや現地調査の実施によりまして、早期発見、早期是正に努めているという状況で記載させていただいております。なお、解消面積は 0.74ha となっております。

以上、簡単ですが、公表の案の説明をさせていただきました。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

議	長	ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、質問等ございますか。
委	員	なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局の提案どおり、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、このとおり公表することに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、別紙のとおり公表することに決定いたします。
- 議 長 以上で第10回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和6年5月13日（月） 午後3時18分